規　　定

第１条（借入金の受領方法と契約の成立）

１．この契約による借主の借入金の受領方法は、貴行における借主名義の返済用預金口座への入金の方法によるものとし、貴行が借主名義の返済用預金口座に入金した時点をもって契約の効力が生じるものとします。

２．貴行は、この契約による借主の借入金について、その借入金の入金がなされた借主名義の返済用預金口座から、預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず、借主が振込依頼書で指図した振込金額を払い戻しのうえ、当該振込依頼書による振込金に充当することができる**ものとします。**

第２条（元利金返済額等の自動支払）

１．借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が貴行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。

２．貴行は、各返済日に預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてるものとします。ただし、返済用預金口座の残額が毎回の元利金返済額に満たない場合には、貴行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することとなります。

３．第1項による預け入れが各返済日より遅れた場合には、貴行は元利金返済額と損害金の合計額をもって第2項と同様の取扱いができるものとします。

４．貴行は、この契約に関して借主の負担となる一切の費用について、返済日にかかわらず第2項と同様に、返済用預金口座から払い戻しのうえ、これに充当することができるものとします。

第３条（繰り上げ返済）

１．借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は各返済日とし、この場合には貴行所定の日までに貴行へ通知するものとします。

２．繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。

３．借主が繰り上げ返済をする場合には、繰り上げ返済日における貴行所定の手数料を支払うものとします。

４．一部繰り上げ返済をする場合には、第1項から第3項および下表のほか、貴行所定の方法により取扱うものとします。
なお、同表と異なる取扱いによる場合には、貴行と協議するものとします。

	毎月返済のみ	半年ごと増額返済併用
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日に続く６カ月単位に取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金
返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以後の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、表記の通りとし、変わらないものとします。	

第４条（契約の変更）

１．貴行は、民法548条の４の規定に基づき、本規定の変更については、効力発生時期を定め、インターネットその他の適切な方法で借主に周知したうえで変更できるものとします。

２．前項に関わらず、表記の利率は変更しないものとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、貴行は表記の利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知するものとします。

第５条（担保）

１．借主または保証人の信用不安、担保価値の減少等この契約による債権の保全を必要とする相当の事由が生じ、貴行が相当期間を定めて請求をした場合には、借主は貴行の承認する担保もしくは増担保を提供し、または保証人をたて、もしくはこれを追加するものとします。

２．借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により貴行の承認を得るものとします。貴行は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。

３．借主がこの契約による債務を履行しなかった場合には、貴行は、法定の手続または一般に適当と認められる方法、時期、価格等により貴行において担保を取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を貴行の指定する順序により債務の弁済に充当できるものとします。取得金をこの契約による債務の弁済に充当した後に、なお債務が残っている場合には借主は直ちに弁済するものとし、取得金に余剰が生じた場合には貴行はこれを権利者に返還するものとします。

４．借主が貴行に提供した担保について、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって損害が生じた場合には、貴行が責任を負わなければならない事由によるときを除き、その損害は借主が負担するものとします。

第６条（期限前の全額返済義務）

１．借主がこの契約による債務の返済を遅延し、貴行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったときは、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、表記の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

２．次の各号の場合には、借主は、貴行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、表記の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
⑴　借主が貴行との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
⑵　第5条第1項もしくは第2項または第11条の規定に違反したとき。
⑶　借主が支払を停止したとき。
⑷　借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
⑸　借主について破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
⑹　担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。
⑺　借主が住所変更の届け出を怠るなど借主が責任をおわなければならない事由によって貴行に借主の所在が不明となったとき。
⑻　借主が貴行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
⑼　前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたと貴行が認めたとき。

３．第2項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠るあるいは借主が貴行からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第７条（反社会的勢力の排除）

１．借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
⑴　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
⑵　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
⑶　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
⑷　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑸　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

２．借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
⑴　暴力的な要求行為
⑵　法的な責任を超えた不当な要求行為
⑶　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
⑷　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
⑸　その他前各号に準ずる行為

３．借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は貴行から請求があり次第、貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
なお、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が貴行からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

４．前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。また、貴行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第８条（貴行からの相殺）

１．貴行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、また第6条によって返済しなければならないこの契約による借主の債務全額と、借主の貴行に対する預金、定期積金、その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。なお、この相殺をするときは、書面により借主に通知するものとします。

２．貴行が第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金、定期積金その他の債権の利率・利回りについては、預金、定期積金規定等の定めによります。

第９条（借主からの相殺）

１．借主は、期限の到来している借主の預金、定期積金その他の債権とこの契約による債務とを、その債務の期限が未到来であっても相殺することができます。

２．借主が第1項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は各返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第3条に準ずるものとします。この場合、貴行所定の日までに貴行へ書面により相殺するものとし、預金、定期積金その他の債権の証書、通帳は届出の印鑑を押印して直ちに貴行に提出するものとします。

３．借主が第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、預金、定期積金その他の債権の利率・利回りについては、預金、定期積金規定等の定めによります。

４．本条による相殺計算の結果、借主の債権に残余金（1回の元金返済額に満たない端数金を含む）が生じたときは、借主は、その残余金を返済用預金口座へ入金する方法により返還を受けることとします。

第10条（債務の返済等にあてる順序）

１．貴行が相殺をする場合に、借主にこの契約による債務のほかにも貴行に対し直ちに返済しなければならない債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、貴行は債権保全上必要と認められる順序により充当し、これを借主に通知するものとします。この場合、借主は、その充当に対して異議を述べないものとします。

２．借主から返済または第9条により相殺をする場合、この契約による債務のほかにも貴行に対して債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、借主が充当する順序を指定することができます。なお、借主が充当の順序を指定しなかった場合は、貴行が適当と認める順序により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べないものとします。

３．借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、第2項の借主の指定により貴行の債権保全上支障が生じるおそれがある場合は、貴行は遅滞なく異議を述べたうえで、相当の期間内に担保・保証の状況等を考慮して、貴行の指定する順序により充当することができるものとします。この場合、貴行は借主に充当の順序、結果を通知するものとします。

４．第2項のなお書または第3項によって貴行が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については、その期限が到来したものとして、貴行はその順序方法を指定することができるものとします。

第11条（代り証書等の提出）

事変、災害等貴行の責任によらない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、貴行の請求によって代り証書等を提出するものとします。

第12条（印鑑照合）

貴行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、貴行は責任を負わないものとします。

第13条（費用の負担）

次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。
⑴　借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。
⑵　この契約（変更契約を含む）に基づき必要とする手数料、印紙代。

第14条（費用の自動支払）

第13条により借主が貴行に支払う費用ほか、貴行を通じて、貴行以外の者に支払う費用については、第2条第2項と同様に、貴行は返済用預金口座から払い戻しのうえ、その支払にあてることができるものとします。

第15条（届出事項の変更、成年後見人等の届出）

１．借主は、氏名、住所、印鑑、電話番号その他の貴行に届け出た事項に変更があった場合、または、借主について家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始され、もしくは任意後見監督人が選任された場合は、直ちに書面により貴行に届け出るものとします。

２．借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が貴行からの通知または送付書類等を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により通知または送付書類が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとします。

第16条（報告および調査）

１．借主は、貴行が債権保全上必要と認めて請求した場合は、貴行に対して、借主および保証人の信用状態ならびに担保の状況について遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。

２．借主は、借主もしくは保証人の信用状態または担保の状況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、貴行に対して報告するものとします。

第17条（返済延滞時の回収業務委託）

借主は、その返済が延滞した場合には貴行が返済金の管理回収について法務大臣の許可を得たサービサー会社に委託することに同意します。

第18条（債権、権利の譲渡）

１．貴行は、将来この契約による債権および権利を他の貴行等に譲渡（以下信託を含む）することができるものとします。

２．第1項により債権が譲渡された場合、貴行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下信託の受託者を含む）の代理人になることができ、借主は貴行に対して、従来どおり、表記の返済方法によって毎回の元利金返済額を支払い、貴行はこれを譲受人に交付することができるものとします。

第19条（個人情報の取扱いに関する同意）

借主は、別途定めのある「個人情報の取扱いに関する同意条項」の内容に同意するものとします。

第20条（合意管轄）

この契約について紛争が生じた場合には、貴行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第21条（準拠法）

借主および貴行は、この契約書に基づく契約基準法を日本法とすることに合意するものとします。

以　上